衆議院財務金融委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月23日(金)、第13回の委員会が開かれました。

- 1 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定 の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出第52号)
 - ・麻生財務大臣兼金融担当大臣、三ッ林内閣府副大臣、伊藤財務副大臣、三原厚生労働副大臣、葉梨農 林水産副大臣、和田内閣府大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局し ました。
 - ・清水忠史君(共産)が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。 (賛成一自民、立民、公明、維新、国民、田野瀬太道君(無) 反対一共産)
 - ・神田憲次君外3名(自民、立民、公明、国民)から提出された附帯決議案について、日吉雄太君(立 民)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。 (賛成一自民、立民、公明、国民、田野瀬太道君(無) 反対一共産、維新)

(参考人) 日本銀行総裁

黒田東彦君

日本銀行企画局長

清水誠一君

(質疑者)太田昌孝君(公明)、古本伸一郎君(立民)、長谷川嘉一君(立民)、海江田万里君(立民)、 櫻井周君(立民)、清水忠史君(共産)、青山雅幸君(維新)、前原誠司君(国民)

(質疑者及び主な質疑事項)

太田昌孝君 (公明)

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の 確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(銀行法等改正案)

- ア 本改正案の狙いと改正事項の概要
- イ 改正により可能となる金融機関の業務及び当該業務により取引先企業が享受するメリット
- ウ 銀行の出資規制を緩和する狙い
- エ 日本における国際金融センター
 - a 同センターが実現した場合の日本経済へのメリット
 - b 同センター実現に向けた政府による税制改正等の一連の取組の狙いと概要
 - c 海外において投資運用業の実績を積み上げてきた業者が日本に拠点を新設する際に当該実績が 我が国法令上勘案されないという現行制度の課題に対して、本改正案がその解決に資するものと なることの確認
- オ 地域銀行の経営基盤強化
 - a 足下における地域銀行の経営状況
 - b 本改正案における資金交付制度の目的及び位置づけ
 - c 資金交付制度に基づく合併・経営統合一件当たりの資金交付見込額及び交付可能件数
 - d 資金交付制度を活用して行われる地域銀行の経営基盤強化策が地域経済の活性化に資するものであるべきという考え方に関する政府の見解

古本伸一郎君(立民)

(1) 日本における国際金融センターの実現

ア 運用資産規模が世界第二位の投資運用会社の名称及び同社の日本国内における拠点の有無

- イ 一般の方がこつこつ毎月投資していくことができるようにして間接金融から直接金融へと促すためには、金融庁が選定するつみたてNISAの投資対象が狭くなっているという観点からNISA 税制を見直すことについての政府の見解
- (2) ATMのユニバーサルサービス
 - ア ATM手数料と同等の200円を預金金利で得るために必要な預入期間
 - イ 公衆電話の設置は義務か否かの確認及びそのコスト負担
 - ウ 預金者(金融サービスのユーザー)のうち、ATM利用者の割合
 - エ ATMの年間運営コスト
 - オ ユニバーサルサービス提供義務のある全ての郵便局にゆうちょ銀行のATMが設置されているか 否かの確認
 - カ 銀行間で協調して金融サービスの提供をシェアリングすることを可能とするために銀行の休日及 び営業時間の見直しに係る法令上の規定を見直すこと及び郵便局を活用するなどのATMシェアリ ングによるユニバーサルサービス化に対する大臣の見解

長谷川嘉一君(立民)

- (1) 大企業が減資により中小企業となり、税負担の軽減を図る事例が発生している現状についての政府 の所見
- (2) 中小企業にとって地域銀行や信用金庫等が生命線であるという政府の認識
- (3) 銀行法等改正案による銀行の出資規制の緩和
 - ア 同規制の緩和により銀行が投資専門会社を通じて子会社化することが可能となる地域活性化事業 会社の要件
 - イ 地域活性化事業会社を子会社化することが可能な銀行に、外国法人を主要株主とする銀行が含まれるか否かの確認
 - ウ 優良技術及び優良な技能を習得している人材を抱える中小企業が外国法人を主要株主とする銀行 の子会社となった後に優良技術とともに国外移転されることへの危惧及び移転により地域経済の空 洞化や雇用の喪失を招くおそれについての政府の所見
- (4) 銀行法等改正案により創設される移行期間特例業務により、中小企業がM&Aによる利益追求に利用される懸念についての大臣の所見

海江田万里君(立民)

- (1) 銀行法等改正案による資金交付制度の創設
 - ア 交付の対象に大手行が含まれないことの確認
 - イ 交付資金の返還請求をする基準
 - ウ 多くの事項が記載される経営基盤強化計画を資金の返還請求の基準とすることで当該基準が曖昧 となる懸念に対する政府の所見
- (2) ペイオフ発動時の預金者への弁済率
 - ア 平成 22 年の日本振興銀行の破綻時に弁済率が約 60%となったこと及びより高い水準の弁済率を 目指すことについての政府の見解
 - イ 銀行法等改正案により業務範囲規制等が緩和されることを受け、預金者に迷惑をかけることがないよう、モニタリングを適切に行っていくという大臣の決意

櫻井周君 (立民)

- (1) 日銀の異次元緩和政策により厳しい経営環境にありながら地域経済を支える地域金融機関のため、 当面の間は貸出促進付利制度といった補助金政策を拡充する必要性についての日銀の見解
- (2) 新型コロナウイルス感染症がまん延したくさんの事業者が金融機関から融資を受けており、合併等によって金融機関と事業者との既存の間の取引関係が変化し得る中で、合併等のインセンティブとなる資金交付制度が含まれる本改正をこのタイミングで行う必要性についての大臣の所見
- (3) 知的財産権を活用した中小企業やベンチャー企業の経営
 - ア 知的財産の観点を含めた事業性評価に基づく知財金融を促進していくための特許庁の取組
 - イ 金融機関が知的財産権を意識した事業性評価を積極的に進めるための金融庁の取組
- (4) 預金保険機構の各勘定の区分経理の原則がある中で、本改正により金融機能早期健全化勘定から、 資金交付制度が定められた金融機能強化勘定への繰入れ規定が設けられるなどしており、本来必要な 資金であれば一般会計予算に計上するべきとの考えに対する大臣の所見

清水忠史君 (共産)

- (1) 銀行法等改正案による業務範囲規制の緩和
 - ア 同規制の見直しを行う背景
 - イ 地域銀行の本業収益悪化は、安倍政権以降の大胆な金融緩和政策の副作用によるものであるとの 考えに対する政府の見解
 - ウ イの金融緩和政策が継続する状況下での、同規制の緩和による地方銀行の本業収益の改善効果に ついての政府の見込み
 - エ 同規制の緩和後も優越的地位の濫用の防止等の同規制の趣旨が維持されることの確認及びそのことを担保する方策
 - オ 同規制の緩和により銀行の付随業務に追加される業務の具体的内容及びその業務が内閣府令への 個別列挙により追加されることの確認
 - カ オの業務の追加規定が簡明で、かつ内閣府令への委任が含まれていることから、政府の拡大解釈 により業務範囲を徐々に拡大することが可能との懸念に対する政府の見解
- (2) 地域銀行の合併・経営統合
 - ア 地方の銀行について将来的には数が多すぎるとした菅総理の自民党総裁戦の出馬表明会見時の発 言に関し、大臣の認識が同様であるかの確認
 - イ 独占禁止法の特例法などに基づき地域銀行が合併・経営統合等を行うに当たり、利用者利便を確保するための措置の確認
- (3) 顧客に関する情報の第三者提供業務を金融機関が行う場合の顧客本人への同意の取り方

青山雅幸君(維新)

銀行法等改正案による業務範囲規制の緩和

- ア 低金利環境により地域銀行の本業の稼ぎである実質業務純益が悪化していることが同規制緩和の 背景であることの確認及びそうした銀行の経営環境についての政府の見解
- イ マイナス金利政策が金融機関の本業に及ぼす影響についての日銀総裁の見解
- ウ 公債残高が多額であるためにマイナス金利政策を継続せざるを得ないとの考え方及びマイナス金 利政策による家計の利子所得の消失が景気の冷え込みをもたらしているとの考え方に対する大臣の 所見

エ 我が国の金融機関がグローバルの中でも日本国内でも業務が手詰まりになる中での将来像についての大臣の所見

前原誠司君 (国民)

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言
 - ア 休業要請と補償はセットにすべきとの考えに対する大臣の所見
 - イ 緊急事態宣言発出地域においては、特に業況が悪い事業主を対象とした雇用調整助成金の特例を 適用する必要性
- (2) 銀行法等改正案により新設される資金交付制度と日銀「地域金融強化のための特別当座預金制度」について、政府・日銀における連携の有無
- (3) 日銀のETF買入れ政策
 - ア 金利及び量に係る金融緩和政策の出口同様、ETF買入れ政策の出口についても具体的な方策を 例示する必要性に対する日銀総裁の見解
 - イ ETF買入れ政策の出口の具体的な方策として、香港の金融管理当局が行った個人への売却が日本でも検討対象となるか否かについての日銀総裁の見解
- (4) ゲノム編集食品
 - ア 口にした人だけでなく子や孫の世代までの安全性が証明されているか否かの確認
 - イ ゲノム編集食品第一号であるギャバを多く含むトマトについて、生産者がゲノム編集食品である ことを表示する意思を持っていることの確認
 - ウ 遺伝子組み換え食品同様、ゲノム編集食品も表示を義務化する必要性に対する政府の見解